

平成29年度事業計画

社会福祉法人

福岡市南区社会福祉協議会

平成29年度事業計画

I 事業方針

近年の地域社会は、人口の高齢化と少子化があいまって、「超高齢社会」が現実のものとして私たちの目の前に立ちだかろうとしています。さらに福岡市においては、都市化の進展とともに単身世帯が過半数を超えようとするなどの世帯構成の変化が、大きく人々の「社会的孤立」を増長する傾向にあります。また、そこにつけ込む消費者被害や認知症の発見の遅れによる課題の重度化などの個別・単一分野の課題から、壮年の引きこもりと老親が地域から孤立するなどや障がいや疑われるが福祉サービスにつながらない者、また親の精神的疾患などによる子どもの養育の課題など、単一の福祉サービスや機関等では解決に結びつかない複合的な課題が多く見受けられるようになってきました。

このような中であって誰もが住み慣れた地域でできる限り暮らし続けていけるために必要な「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」のサービスを一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」は、高齢者への対応といった単一の側面だけではなく、横断的な課題解決の仕組みの構築が求められています。

地域に散見されるそれらの今日的な生活課題の解決に向けて、「地域包括ケアシステム」における「医療・介護」等の専門機関・職種との連携に加えて、「生活支援」「介護予防」分野での地域社会への役割や期待とともに、それらの専門職と地域活動との連携が、さらに求められていくものと認識しています。その中で地域住民が自分たちの望む地域社会のために、自らの地域における課題を「我がごと」として捉え、互いに支え合う「互助」の仕組みを再構築することが、重要となっています。

一方、大きく制度改革がなされる社会福祉法人にはそれらの複合的な課題に積極的に取り組む姿勢が求められ、地域社会へ貢献する責務が法制化されました。南区社会福祉協議会は、昨年制定した第5期地域福祉活動計画の重点項目を含めて、地域が期待する公益的事業の実現に向けて事業計画の中に挙げて取り組みます。特に地域福祉推進の中心にある校区社会福祉協議会の支援を図りながら、地域ぐるみの取り組みにつなげ、さらに様々な企業市民を巻き込みながらネットワークの力による相乗効果をねらい、地域の課題解決に向けて様々な団体や行政と連携・共働し、支え合う福祉活動の推進を図ります。

II 重点項目

1 小地域福祉活動の推進

地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、社会福祉協議会への期待の大きい「生活支援」の担い手としての小地域福祉活動の活性化は、医療・介護の専門職との連携とともに地域包括ケアシステムの大きな柱であり、地域で展開するうえで地域の主要な団体関係者が、同一の目標に向けて共通認識を醸成し、取り組めるように支援します。

(1) 校区社会福祉協議会強化への支援

住民が地域の課題を把握・共有し、目指す「地域のあるべき姿」を実現するための具体的な活動について話し合い、広く住民に周知するための「校区福祉座談会」の開催や「校区福祉のまちづくりプラン」の策定等を支援します。

また、生活支援機能や介護予防機能の一部を担ってきた「ふれあいネットワーク活動」や「ふれあいサロン活動」については、地域特性などに応じた機能強化に向け、事業の拡充を支援します。

さらに、地域での助け合い活動である「生活支援ボランティアグループ活動」や「在宅介護者の交流会」等を支援します。

① 地域特性に応じた福祉活動の展開

(ア) 校区福祉座談会の開催及び「校区福祉のまちづくりプラン」支援事業

地域課題やその解決策を住民が主体的に話し合い、自ら目標を定め実践につなげる方法として「校区福祉座談会」などを開催するとともに、その内容をより多くの住民で共有するための「校区福祉のまちづくりプラン」策定を支援します。

(校区福祉のまちづくりプラン策定目標 6校区)

② 校区社協の基盤をなす活動の拡充

地域福祉活動の基盤である「ふれあいネットワーク活動」・「ふれあいサロン活動」を拡充し、月に1回の訪問と週に1回は安否確認ができる体制づくりを目指します。

(ア) ふれあいネットワーク活動の拡充

今年度より校区社協に貸与される「避難行動要支援者名簿」を活用した見守りマップ等の作成支援や、災害時の避難誘導等の仕組みと連動する平常時の見守り活動を推進するとともに、見守り活動の延長線上で行われている生活支援機能の強化策についての検討を進めます。

(実施自治会(町内会)目標率93%以上)を目指します。

また、地域住民が主体となって実施している見守り活動に、事業所や病院、配達業者等も加わった重層的な見守りの仕組みづくりに向けた支援や、マンション管理組合等との連携による見守りの仕組みづくりを進めます。

㉑ 区・校区ふれあいネットワーク研修会の開催

(イ) ふれあいサロン活動の拡充

地域の実情に応じたふれあいサロン活動の実施に向け、働きかけを行います。

また、ふれあいサロンの介護予防機能の強化に向け、それぞれのサロンの創意工夫による運動・体操を取り入れたプログラムを推奨します。

(新規活動開始目標 2か所)を目指します。

㉒ 区・校区ふれあいサロン研修会の開催

③ 超高齢社会・大介護時代の到来に備える活動の拡充

(ア) ご近所お助け隊支援事業

日常の“ちょっとした困りごと”の解決に向け、身近な地域(校区・町内)で行う「生活支援ボランティアグループ」に対し、立ち上げや運営体制強化に必要な経費の一部を助成するとともに、定例会等への参加を通じた支援を行います。

(新規活動開始目標2団体)を目指します。

(イ) 校区在宅介護者のつどい事業

在宅介護者の負担を軽減し、リフレッシュを図ることを目的に実施する「家族介護者のつどい」の開催を支援します。特に、介護者がより参加しやすい校区単位・町内単位等の身近な地域での開催を支援します。

(ウ) 「まちかど支えあいカフェ」(地域カフェ)の拡充

福祉施設・事業所(以下「施設等」と地域をつなぐを広げ、双方が日常的な支えあいを進めるために、だれもが気軽に立ち寄り、お茶などを飲みながら、交流ができる居場所づくりを推進します。

③ まちかど支えあいカフェ情報交換会の開催

(2) 南区お・も・い・や・りネットワーク事業の推進

平成23年度から取り組んできた「南区地域福祉ネットワークづくりモデル事業」と「市地域福祉ソーシャルワーカーモデル事業」のノウハウを生かして、地域が主体となって行う平常時・災害時の高齢者等支援体制づくりを区役所と連携し支援します。

2 ボランティアによる社会参加の拡大

(1) 社協ボランティアセンターの機能強化

① 区ボランティアセンターによる個人ボランティアの登録、活動の紹介

(ア) ボランティアコーディネーション事業

個人ボランティアを始めとして、区ボランティアセンターに寄せられたニーズ解決のため、ボランティアのコーディネーションを実施します。

(2) シニアボランティアに関する取り組みの拡充

シニア世代を対象に地域福祉の担い手を養成するボランティア講座を実施するなど、社会参加の拡大を図ります。また、介護予防の考え方として多様な生活支援の担い手として参加することを含めて介護予防の活動や効果につながることを根底にし、介護予防・生活支援・社会参加の融合によるボランティア活動の拡充を支援します。

① 区シニア地域サポーター養成講座の実施

介護予防の観点から、シニアボランティアの生きがいづくりと地域の福祉活動への支援を目的としてボランティアを養成する区シニア地域サポーター養成講座を実施し、受講生が地域福祉活動の新たな担い手につながり、かつ、高齢者等の健康づくりにつながる活動を支援します。

② 介護支援ボランティアの登録、活動先紹介

65歳以上の高齢者を対象に介護保険施設でボランティア活動の際にポイントを付与し、そのポイントを換金・寄附できる「介護支援ボランティア事業」を市社会福祉協議会と連携して推進します。

(3) 企業の社会貢献及びボランティア活動支援事業

① 企業による福祉サービス事業所等への支援

3 生活課題解決モデルの開発

(1) 移動支援・買物困難者支援の仕組みづくり

① 住民参加型の移動支援の仕組みをつくる（社会福祉法人や市社協と連携）

宅配を行う店舗等を一覧にした「買い物支援ガイドブック」の更新や、その地域の実情に応じた住民参加をベースとし、民間企業等と連携した「買い物支援バス」を実施します。

(ア) 買い物支援バスの実施等の買物困難者及び関係者への支援

- ① 買い物支援バスの実施
- ② 買い物支援バス情報交換会の開催（隔年実施）
- ③ 買物支援ガイドブック情報の拡充・更新
- ④ 買物困難な地域等に障がい福祉サービス事業所等の授産品の販売を結び付ける。

(2) 市民が支える住み続ける仕組みづくり

① 住まいサポートふくおか事業との連携

「緊急連絡先」や「保証人」を確保できない高齢者を支援するために福岡市社会福祉協議会が実施する「住まいサポートふくおか」と連携し、支援を行う他のサービス団体・機関と併せて地域の見守り活動等へのつなぎ等を実施します。

② ずーっとあんしん安らか事業及びやすらかパック事業との連携

身寄りのない高齢者等の死後の葬儀や家財処分等のサービスを提供することで安心して住み続けることのできるために福岡市社会福祉協議会が実施する「ずーっとあんしん安らか事業」や「やすらかパック事業（預託に代えて少額短期保険活用）」と連携し、支援を行う他のサービス団体・機関と併せて地域の見守り活動等へのつなぎ等を実施します。

(3) 「地域の子ども」プロジェクト

経済的に困窮している子育て中の家族や、関係性の貧困により地域から孤立し生きづらさを抱えている世帯などの課題解決に向け、「地域と子育て」「地域と教育」という視点から、子どもの分野における地域福祉を住民、ボランティア、関係機関等の以下の取り組みを支援していきます。

① 食事をとることが困難な子どもたちの居場所と食事の提供の場づくり

家庭環境等様々な要因により孤食したり、家庭で食事が十分にとれない子どもに対し、地域や学校、企業、団体、行政等と連携して、食事を提供する場づくりに住民ボランティアや生協、介護事業所、スクールソーシャルワーカーなどと連携・協働により福岡市社会福祉協議会と連動して実施します。

② 子どもが安心できる居場所づくり

地域住民が主体となった地域の子どもやその親が安心して集える場づくりや、交流をとおして生活の知恵や文化、生活習慣等を子どもが身につけ、自立して生きる力を育む取り組みを住民ボランティアや生協、介護事業所、スクールソーシャルワーカーなどと連携・

協働により福岡市社会福祉協議会と連動して実施します。

4 拠点型地域福祉の展開

(1) 社会福祉法人(施設や事業所を運営する)による地域における公益的な取り組みに向けての協働

社会福祉法等の一部改正において、社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」が責務として規定されました。本会は市社協と連携し、地域のニーズを把握・整理し、福祉施設・事業所を運営する社会福祉法人や事業所連絡会等に情報を提供するとともに、地域で求められている福祉サービス等についての提案等を行います。

地域住民の日常生活のセーフティネットの機能を高めるために、社会福祉法人の貢献活動を地域につなぎます。

① 個別解決モデル創造事業

社会福祉法人等との協働により「買い物困難者支援」や「移動困難者支援」、「地域カフェ」、「認知症徘徊高齢者発見時相談対応」等の取り組みを拡充します。

(ア) 認知症高齢者を地域で支える仕組みづくり

㉓ “まちかど” かかり付け施設の拡充

“まちかど” かかり付け施設圏域会議の開催（H28は情報交換会）

㉔ まちかど 支えあいカフェ(地域カフェ)の充実(再掲)

まちかど 支えあいカフェ情報交換会の開催(再掲)

(2) 遺贈と空き家の活用による地域福祉の拠点づくり

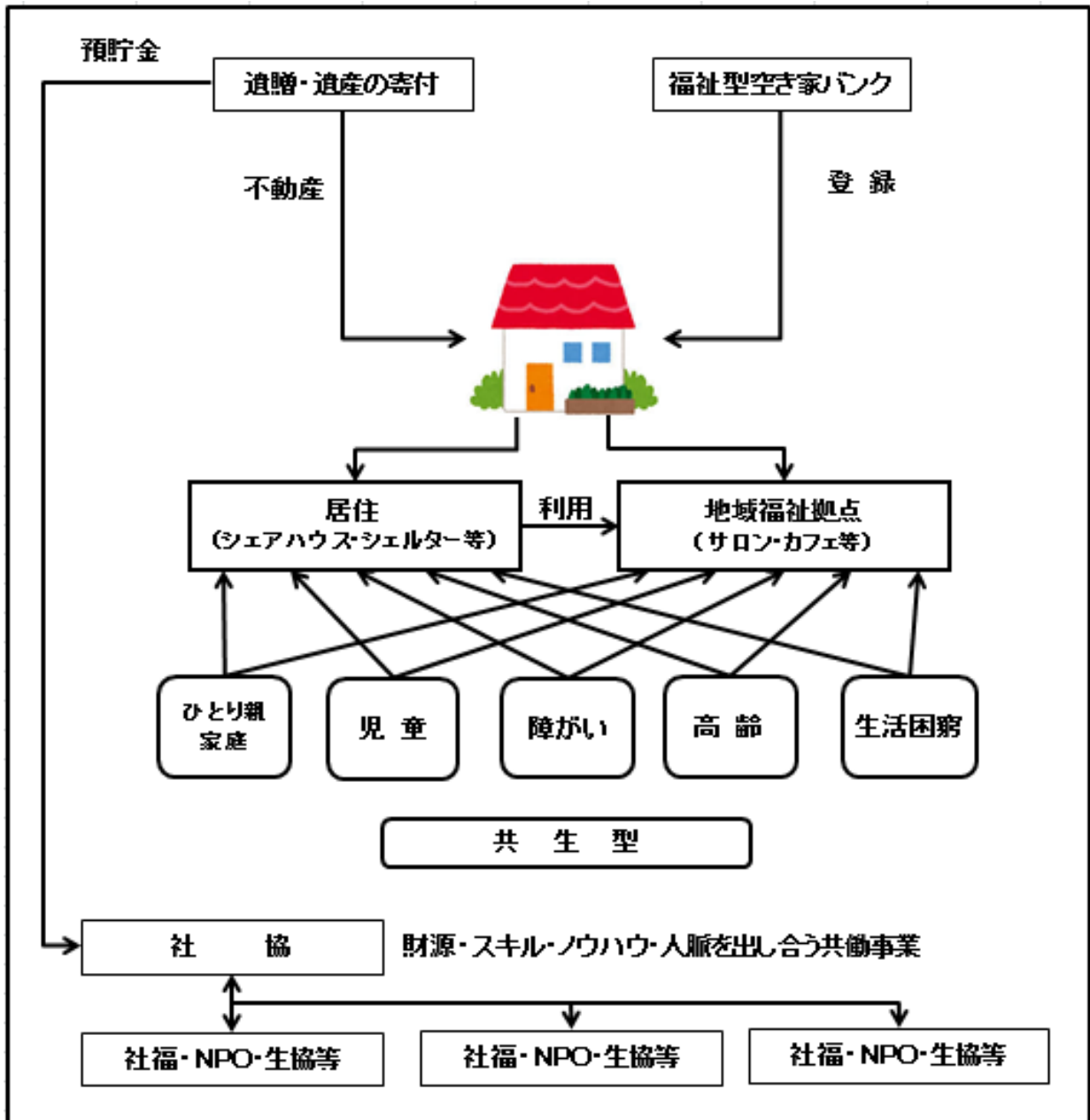
「遺産を地域のために」という市民の思いを「カタチ」にするための受け皿となる仕組みをつくる福岡市社協等と連動し、不動産を含めた遺産を活用することで地域福祉の推進を図ります。

① 遺贈財産の活用方法の検討

校区内の遺贈物件に対して遺贈者と福岡市・区社協間で活用に向けて検討しています。

② 社会貢献型空き家バンク事業の地域モデルの構築支援

福岡市社協と一般社団法人古家空家調査連絡会が構築する「社会貢献型空き家バンク事業」において具体的な展開を目指す地域モデルに関わり、その実現を支援します。



5 地域福祉ソーシャルワーカーの機能強化

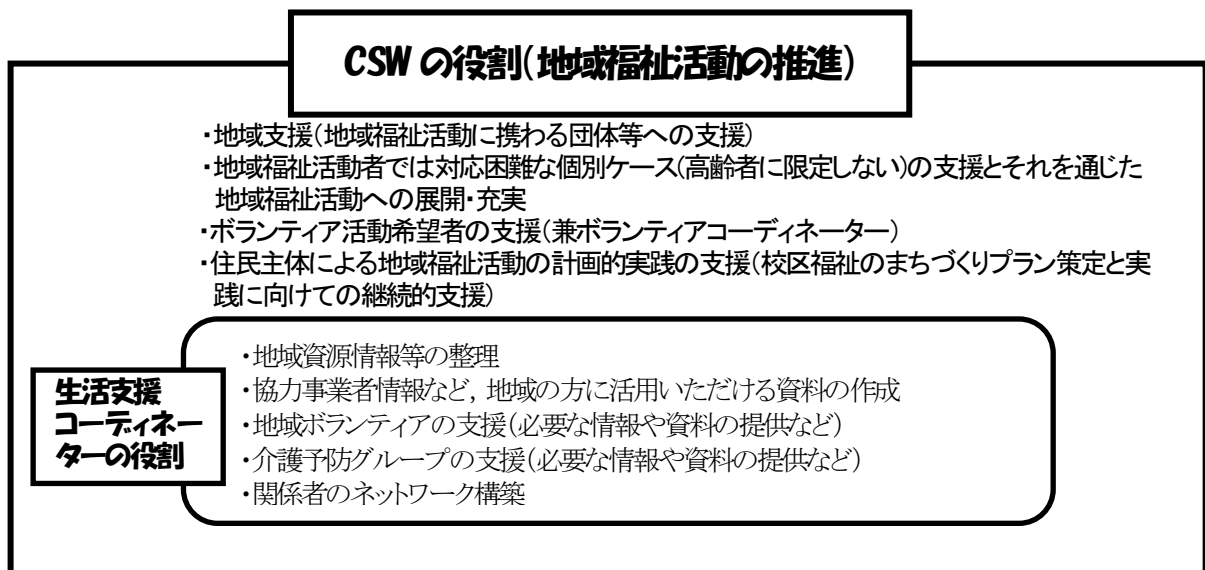
(1) 生活支援コーディネーター業務の実施によるCSWの機能拡大

福岡市は地域包括ケア推進のため、「生活支援体制整備事業」として生活支援コーディネーター業務を4包括圏域において先行実施しており、このうち2包括圏域の業務を社協が受託し、うち1つは南区で実施しています。

生活支援コーディネーター業務では、CSWの実践をとおして培った地域支援のノウハウや地縁組織・ボランティアとの密着した関係性という強みを活かし、地域課題の把握や地域の事業者等への参画を動きかけ、社会資源の創出支援を行うとともに、地域の資源情報を住民が活用しやすい資料としてまとめるなどし、高齢者の地域への自立生活を支える体制の構築を進めます。

また、生活支援コーディネーター業務を受託し、区社協のCSWが生活支援コーディネーター業務を経験することにより、CSW機能の強化を図ります。

CSW：地域福祉ソーシャルワーカーの略称



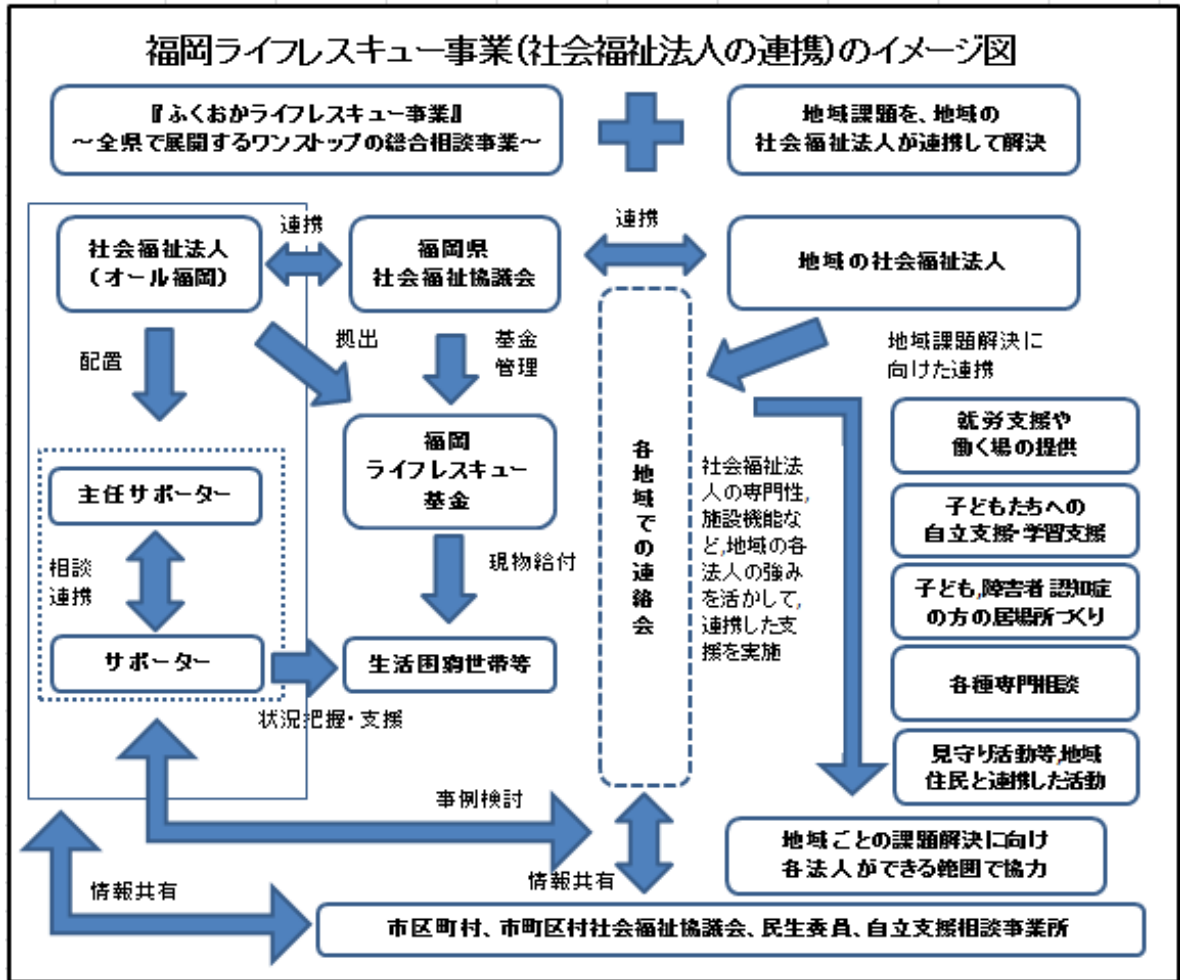
(2) ふくおかライフレスキュー事業への参画による個別支援機能の強化

社会福祉法等の一部改正において、社会福祉法人に対し「地域における公益的な取り組み」が責務として規定されたことに伴い、本会では、福岡県社会福祉法人経営者協議会と福岡県社協が主管する「ふくおかライフレスキュー事業」に福岡市社協とともに参画します。生活困窮に陥っても社会的に孤立し、既存の制度にもアクセスできず困難を抱えている人に対して、事業に参画する地域の社会福祉法人と協働し、それぞれの専門性および資源を活かした支援を行います。

【ふくおかライフレスキュー事業】

福岡県内の社会福祉法人が資金・人材・専門性を持ち寄り、生活困窮者が抱える様々な課題を柔軟に解決していくための相談・支援事業。

緊急の対処として、参画する社会福祉法人が拠出した基金を活用し食材支援やライフラインの復旧等、経済的援助(現物支給)を行う点に、この事業の特質があります。



6 権利擁護事業の拡充

(1) 判断能力が低下した人を地域で支える仕組みづくり

判断能力が不十分な状態にある人の権利擁護を目的として取り組む「日常生活自立支援事業」や「成年後見事業」において、本会の相談援助機能をより強化し、地域における各種専門職や相談支援機関、地域住民の方々との連携による支援を目指します。

① 利用者の自立に向けた支援～日常生活自立支援事業

利用者が抱える様々な生活課題に対して、本会において専門員を配置することを計画し、CSWと専門員及び生活支援員が密に連携しながら、適切な相談援助を行うことで、本人にとっての「自立」を支援します。

また、増加し続けるニーズに対応できるために、施設入所者に対するサービスのあんしん生活支援センターへの集約化を図り、業務の効率化と効果的なサービスの提供を目指します。

② 市民による成年後見制度の推進（福岡市委託事業）

これまでに養成した市民後見人養成研修終了者（市民参加型後見人）を法人後見や日常生活自立支援事業の履行補助者として人材活用するとともに、市民参加型後見人が地域福祉の担い手として、見守り活動や成年後見制度の普及啓発活動等で活躍できるようにその連携を強化します。

7 地域福祉を推進するための基盤づくり

(1) 福祉教育推進計画に基づく福祉教育見直し構想の実践

障がい者や高齢者の疑似体験プログラム等の既存の福祉教育プログラムの見直しを進めるとともに、昨年度福岡市ボランティアセンターが作成した「コミュニケーションが難しい障がい（知的障がい、発達障がい）への理解や接し方を学ぶ福祉教育プログラム」の活用を促す出前講座を福岡市ボランティアセンターと連動して実施します。

(2) 地域福祉活動における個人情報共有化の推進

① 「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」の活用

見守り活動をはじめとする地域福祉活動を進める上での積年の懸案事項である個人情報の共有・活用を前進させるため、「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱い指針」を活用し、校区社協や民生委員・児童委員、校区自治協議会役員等が参加する出前講座を開催し、地域ごとの情報共有のルール作り等を推進しています。

今年度も引き続き地域福祉の推進を視点においた出前講座を開催し、地域福祉活動に携わる方々の一層の共通理解を促進します。

Ⅲ 事業

1 小地域福祉活動の推進

- (1) 校区社協の運営及び事業に対する助成
○賛助会費交付金（70%継続助成）
- (2) ふれあい3事業（ネットワーク・サロン・ランチ）への助成・活用
- (3) 校区社協広報紙の発行に関する助成
- (4) 校区社協が行う地域福祉活動に対する支援
- (5) 安心情報キット（更新）及び緊急時連絡カードの普及・活用
○医療機関連携版あんしんカード開発検討
- (6) レクリエーション、音楽器材の貸し出し

2 ボランティアによる社会参加の拡大

- (1) 校区社協や公民館との共催による地域でのボランティア養成講座の開催
- (2) ボランティア情報の提供と広報（「風」）
- (3) ボランティア活動保険等掛金助成、受付、事故処理
- (4) 南区市民ふれあい奨励金助成によるボランティア活動支援
- (5) 音楽レクリエーションボランティア支援事業
○音楽レクリエーションボランティア交流会の開催
- (6) 福祉エステボランティア支援事業

3 生活課題解決モデルの開発

- (1) 生活保護世帯等一時貸付事業の受託
- (2) 生活福祉資金貸付相談窓口との連携
- (3) ずーっとあんしん安らか事業との連携
- (4) ファミリー・サポート・センター会員の登録及び活動の斡旋
- (5) ファミリー・サポート・センター会員の交流会の開催
- (6) 子育てサロンへの支援
- (7) 車いす・白杖の貸し出し

4 拠点型地域福祉の展開

- (1) 社会福祉法人（施設や事業所を運営する）による地域における公益的な取り組みに向けての協働（再掲）
○まちかど支えあいカフェ

5 地域福祉ソーシャルワーカーの機能強化

- (1) 個別支援に関わる相談対応と地域福祉活動との連携

6 権利擁護事業の拡充

重点事業に掲載につき省略。

7 地域福祉を推進するための基盤づくり（広報・啓発）

- (1) 学校や地域における福祉体験講座の実施
- (2) 区社協広報紙「みなみちゃん」（デジタル音訳版）の発行
- (3) 校区社協をはじめ関係機関・団体への「社協ワーカーだより」の発行
- (4) ホームページによる広報
- (5) 清水ふれあいまつり、健康フェア実施

8 運営等及びその他

- (1) 理事会・評議員会、監査、評議員選任・解任委員会の開催
- (2) 校区社協会長連絡協議会の開催
- (3) 職員の資質向上のため、研修や関係機関との連携の充実
- (4) 自主財源の確保
 - ① 賛助会員の受付加入促進
 - ② 寄附金の受付
 - ③ 共同募金活動の推進と募金の受付
- (5) その他
 - ① 福祉バスの受付
 - ② 無料又は低額診療事業の受付
 - ③ その他必要な業務